

《参考資料》

戦後大都市における「バラック住宅=不法占拠」地区をめぐるポリティクス

本岡 拓哉 (大阪市立大学・院)

バラックへの注目

a. 建築学的注目

田中 純 「路上への扉」バラックあるいは都市の<居住状態> - J 10+1. 7, 1996, 27 頁。

五十殿利治台 「バラック、バラック、バラック」関東大震災後の美術と建築の境界領域 - J 建築史学 29, 1997, 96-107。

作者不詳 「バラックの住宅」中村博史 - J 住宅建築 269, 1997, 51-57。

布野修司 「廃墟とバラック」建築のアジア」彰国社, 1998, 269 頁。

宮台真司・福田和也・島田雅彦 「シンポジウム」すべてがバラック建築にすぎない」建築ジャーナル 953, 1999, 30-42 頁。

著者不詳 「バラック感覚」建築文化, 56(653), 2001, 42-59。

榎木野衣 「斎藤義重」仮設とバラック」美術手帖 55(833), 2003, 160-167。

田中 傑 「関東大震災後のバラック」建替と建築物の耐火化の停滞 - 1930年代の東京下町都心を対象とした実態分析 - J 日本建築学会計画系論文集, 585, 2004, 233-239。

初田香成 「戦後東京におけるバラック街の形成と変容」戦災復興研究, 高度成長期における駅前再開発に関する考察 - J 日本建築学会計画系論文集, 579, 2004, 105-110。

「(アジアの) 大都市には莫大なバラックが建ち並ぶ。墓地にまで住む一団の人々が居る。居住問題は深刻である。しかし生活のために自力で住まいを建てて人々の姿は力強く明るい。そこには「建築の原点」があった。「生きる」と住むこと、そして建てること」がまったく同一の位相にあるのである。」 (布野修司『廃墟とバラック：建築のアジア』彰国社, 1998)

b. 社会学・地理学・文学

水内俊雄 「大阪市大正区における神輿出身者集住地区の「スラム」クリアランス」空間・社会・地理思想 6, 2001, 22-50。

金彦 清 「大規模公共施設における公共性と環境正義」空港不法占拠地区をめぐる - J 社会学評論 52 - 3, 2001, 413-429。

梁 石日 「夜を賭けて」NHK出版, 1994, 418 頁。(金 守珍監修『夜を賭けて』2002年公開)

社会問題としてのバラック住宅地区

☆ 衛生的側面

バラック住宅地区のほとんどが共同使用で、便所は履物もなく、くみ取り口も全く開放された名ばかりのものがかなり多く、また一層一層で二人も暮らしているという常識以上の生活で一般にこれら地区は日当りが悪いという圈内、外は年中ジメジメしており通路も至って不良というところが多い。しかもゴミ類がいたるところに散らばり下水ミソすらないといった調子で赤痢菌を仲介するハエなどの発生を著しく助長している。こんな状態なのに飲食店が営業されているところさえある。

(『神戸新聞』1952年8月28日「非衛生的な驚くばかり 赤痢発生中のバラック街」)

『神戸新聞』1952年8月27日「バラック街に集団赤痢 衛生局必死の防疫体制」

『神戸新聞』1952年9月28日「不潔で狭い、国鉄東武駅沿線バラック」

『神戸新聞』1957年2月16日「さらわれた都心のブタ君「住みよい街」の乗取者……と追放運動」

☆ 景観的側面

日本の表玄関神戸のミナト風景はたくましい顔容への躍動を奏でていますが、港に比べてさびしいのが神戸の趣の玄関神戸駅前。そこで駅前を何とか美しくお化粧をしなければ…。まず駅前広場の緑を登るためにいまのごたごたした店舗街を徐々でも清潔にスマートにすることが先決。ところが神戸駅西側ガード山側に線車直後バタバタ出来たバラック店の群は美観を損うのみならず非衛生的なという声が付近の人から出ている。

『神戸新聞』1951年7月26日「英観と「生存」の対立 表玄関神戸駅前のバラック」

すばらしい真珠会館=生田区海岸通一前に密集したバラックの不潔さ……を極言すれば「ブタと真珠」。このあまりにも鮮やかなコントラストは国際港都への強烈なアイロニー(皮肉)である。戦前の神戸にみられた自由とロマンのふきたる番は、いったいどこへいったのだろうか?

『神戸新聞』1953年12月23日「ロマンスの番は、いまいずこ 「真珠会館」の前にバラック」

『神戸新聞』1952年10月26日「景勝の地が泣く バラックのある公園 須賀海岸」

『神戸新聞』1952年11月27日「終戦直後の風景 宇治川筋のバラック店」

『神戸新聞』1954年3月18日夕刊「どうする?このバラック “お見せしろ” “すな” 両陛下お迎え前に」

☆ 防災的側面

火事の原因のうち一番多いのが電気関係のもの。終戦直後のズサンな建物にズサンな配線を配線が重なって、ともに劣化しているからと消防署員ははかっている。とくに真合区のバラック街は真合区のコム工場街とともに神戸市のダイナマイトだ。同区のうち日通一丁目など四十八カ所が百、二百坪程度のバラック街。大日通など八十五カ所は五、六百坪の大バラック街をつくっている。悪いことにこうしたところは水道管も小さく(太さ四インチ)あまり水が出ないので、消防車が多く集ってくるほど水圧がさがり消しにくくなる。急報する電話もあまりない。とっさの場合は急報や消防より荷物の避難が頭にくて、九月十五日の火事などせつかく隠れてある地下貯水ソウのうえに山のようにならば、消防活動を妨げるようなこともあった。

『神戸新聞』1957年12月16日「防ぎたい年末の火事 最も危ない真合、長田区」

『神戸新聞』1957年2月14日「火警呼ぶバラック街 目かすめ「日曜建築」」

『神戸新聞』1957年4月5日「燃えやすいバラック 防火対策に本腰 市消防局が実施調査」

『神戸新聞』1959年9月6日「燃えない神戸にしよう まず世論の高揚から 推進母体 促進協議会スタート」

神戸市におけるバラック住宅地区大規模火災の被害状況(1950-1965年)

年月日	区	町丁目	焼失戸数	焼失世帯	人数	延焼面積
1954.3.8	生田区	弁天町1	22戸	70世帯	300人	300坪
1954.9.15	長田区	寺池町2	3棟・2戸	56世帯	205人	610坪
1958.1.25	真合区	大日通3	43戸	89世帯	332人	350坪
1956.11.1	真合区	南井町3	—	69世帯	249人	250坪
1957.10.24	生田区	東川崎町1	17棟	76世帯	549人	547坪(倉庫含む)
1958.2.23	生田区	弁天町1	9棟	116世帯	322人	320坪
1958.5.19	兵庫区	東山町2	9棟	58世帯	249人	265坪
1960.8.27	長田区	西成池町1	37戸	47世帯	179人	500坪
1962.9.13	長田区	西成池町1	23棟	55世帯	160人	810坪
1964.8.17	生田区	備町7	47戸	49世帯	200人	1300坪
1965.1.30	真合区	南井通4	4棟	—	200人	800坪
1965.2.8	生田区	三置町1	40戸	40世帯	210人	3500坪

注1) 大規模火災とは被災者が100人以上のもの
 注2) 延焼面積は1960年以後は「㎡」表記に
 『神戸新聞』記事を参考に筆者作成

☆ 反社会的側面

この「三十戸宿」(注:バラック建て簡易宿泊所=ドヤ)は東川崎町のみならず井天浜、淡町、その地市内に相当数あるものと考えられる。利用者はいずれも自由労務者諸君で、国際港都とかなるといわれる神戸の事やかなネオンのかけに惹き寄せ、しかし港務労務は彼らの手によって行われていた。この地帯は社会的にも「危険地帯」であることを識者は知らぬはずがない。めい大きな役割を果たしているが、この地帯は衛生的にも社会的にも「危険地帯」であることを識者は知らぬはずがない。

(『神戸新聞』1952年9月2日「ズラリ“三十戸宿”まさに人間の放置だ」)

ほとんどの店主が三國人で、職場を追われた貧しい人たちの生業の一つともなっている。またブタは酒カスを食せさせると太ることから、県下ではメトンと密造酒づくりの商またをかけた経営方式をとっているケースが多く、将来、こうした面の犯罪の温床にもなり易いといわれている。

(『神戸新聞』1957年2月16日「きらわれた都心のブタ君 “住みよい街”の邪魔者…と放逐運動」)

『神戸新聞』1956年10月17日「希望のない街 麻薬追放補助隊」
 『神戸新聞』1958年12月17日「暴力の町・東川崎 警察の境界考えず近くの警官を！」
 『神戸新聞』1961年4月15日「非行少年の生路 どこに住んで、どこで非行を働くか」

海田村事件について

貸地業者 Y は、国鉄大塚駅の正面にある第一生命ビルの裏側に約 1,000 坪の土地を持っており、そのうち、約 160 坪を昭和 21 年から 24 年まで引揚業者兼建設用地として大塚府に賃貸していた。ところが、その間に、やはり右土地の一部 (約 22 坪) を借りていた M から Y に対し、「引揚業者が移転したら、そのあとを自分に貸してほしい」という申込みがあった。これに対して、Y は確答を避け、ただ M にその土地が第三國人などに不法占拠されないように見張ってくれただけを依頼した。やがて、Y は 27 年 9 月 25 日に K 銀行との間に右土地の賃貸借契約を結びその旨の登記を済ませた。これを知った M はこの土地に 21 年 2 月以来引揚業者が移転したという条件つきで自分が借りたものであり、すでに地代として 13 万円を支払ってあるはずだから、自分に取得権がある、と Y に向かって主張するが、Y は買った覚えはない、金も受け取っていないと反ばくする。こうした言葉の応酬がしばらく続いたが、M はついに、27 年も押しつまつた 12 月 25 日の夜半から翌 26 日の未明にかけて人夫 30 名を使って 1 つね 14 戸のバラック建店舗を問題の土地に建ててしまった。Y はただちに自己の権利を保全するための仮処分申請をしようとしたが、その年は御用納めの 12 月 28 日が日曜日のために、27 日正午で裁判所が閉ってしまい、これではできないこととなった。そこで、Y はやむをえず、使用人の A、弁持士手伝の B とあい謀り、同日 29 日に人夫 40 数名を動員して 1 時間で右の建物をブチ壊すという強硬手段にでたのであった。このため、Y は A・B とともに、29 年 6 月 20 日に建造物損壊罪で起訴されるに至った。

(青木清相「土地の不法占拠と窃盗罪」時の法令 323, 1959, 16-17, から引用)

「不法占拠三不動産窃盗」に対する法学的アプローチ(1955~1960年)

青木清相「土地の不法占拠と窃盗罪」時の法令 323, 1959, 16-19.
 白井滋夫「不動産侵奪罪等に関する立法経過と問題点」法律のひろば 13-6, 1960, 83-105.
 白井滋夫「不動産侵奪等の新設について」ジュリスト 204, 1960, 27-31.
 坂本英雄「窃罪と不動産不法占拠」自由と正義 10-9, 1959, 11-14.
 高橋勝好「不動産の不法占拠取締立法とその問題点」法律のひろば 12-9, 1959, 18-23.
 高橋勝好「不動産不法占拠取締立法の背景」警察研究 30-7, 1959, 21-36.
 高橋勝好「不動産不法占拠取締立法と境界現現罪 - 刑法の一部を改正する法律 -」法曹時報 12-6, 1960, 677-706.
 藤木英雄「土地の不法占拠と自力救済」法律のひろば 10-10, 1957, 28-32.

藤木英雄「不動産の不法占拠について」ジュリスト 184, 1959, 18-22.
 前田信二郎「海田村事件と不動産窃盗」ジュリスト 172, 1959, 8-13.
 前田信二郎「土地窃盗の刑事法考(警察一土地不法占拠罪の構成をめぐって)」警察研究 30-12, 1959, 3-28.
 前田信二郎「土地不法占拠と不動産窃盗の類型」都市問題研究 11-4, 1959, 30-71.
 前田信二郎「不動産不法占拠の刑事措置」法政時報 31-11, 1959, 49-54.
 前田信二郎「不動産窃盗の類型的研究—土地不法占拠の構造をめぐって—」有斐閣, 1960, 207 頁。
 前田信二郎「不動産窃盗罪について」綜合法学 23, 1960, 36-39.
 前田信二郎「資料・衆議院法務委員会における不動産窃盗立法に関する論説と質疑応答」法学 9-1, 1960, 91-119.
 向江肇悦「不動産窃盗」法律のひろば 8-6, 1955, 36-39.
 宗宮信次「在野人の見た不動産不法占拠取締法案」自由と正義 10-9, 1959, 7-11.
 吉川隆夫「不動産不法占拠の取締り立法について」自由と正義 10-9, 1959, 2-6.
 吉川大二郎「土地占有の不法侵奪と仮処分不動産窃盗罪の立法化問題との関連において」自由と正義 10-9, 1959, 14-20.

「不法占拠」の措置に対する要望

不法占拠に対する措置の立法化に関する要望書

不法占拠に対する措置の実例は、公有民有を問わず著しく多数にのぼり、公共事業の遂行に障害を与え、或いは住民の財産権を侵害し、その社会に及ぼす害甚は大都市において特に甚しいものがある。これが解決には、行政上の強制執行が認められている一部公共用物件を除いては、民事訴訟によるの外はなく、その解決に多額の費用と長時間を要するため、不法占拠の侵害行為を目前にしながら拱手せざるを得ない現状である。最近政府におかれてはこの実情を認識せられ、不法占拠に対しては、これを不動産窃盗として刑法的規制を講ぜられんとしているやに仄聞するのであるが、社会正義上その実現方を強く推進せられると共に、公有物件について強制執行をなし得るよう速やかにその法制化をはかられたく、ここに六大都市議員会の決議により要望する次第である。

昭和 34 年 10 月 28 日 六大都市議員連盟

東京商工会議所要望書 内閣総理大臣 法務大臣 自治庁長官 衆議院議長 参議院議長 各宛

正当な権限を有しない者が他人の土地または建物に不法に侵入してこれを占拠する事例が事後とくに多く見られるが、このような不動産の不法占拠を禁止し、正当な権利者の権利を保護することは、法治国として緊急欠くべからざることである。したがって早急に次のような特別立法措置を講ぜられることを強く要望する。ただし、戦後の民主時代にやむなく不動産の不法占拠を行った者に対しても、ただちに刑罰を科するという主旨ではない。

記

1. 不正に使用する目的で他人の土地または建物に侵入してこれを占拠する行為を、刑法の一部改正または特別法の制定によって、犯罪として処罰すること。
2. この場合、裁判所が刑罰に処すると同時に、不法に構築した建物の撤去を命じようようにすること。
3. 土地または建物の明渡しの民事裁判の執行の妨げ、またはこれにしたがわぬ者が処罰する規定を設けること。
4. 民事訴訟法または民事執行法に特別法を設けて、この種の裁判および執行の促進をはかる特別の措置を講ずること。

【参考文献】

岩田正美「戦後社会権社の展開と大都市最底辺」ミネルヴァ書房, 1956.
 水内俊雄「スラムの形成とクリアランスからみた大阪市の戦前・戦後」立命館大学人文科学研究所紀要 83, 2004, 23-69.
 Leonie Sandbrook ed. *Making the Invisible Visible a Multicultural Planning History*. University of California Press, 1998.